

「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」 最終報告書に対するFCT市民のテレビの会の見解と提言

郵政省放送行政局の「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の最終報告書に対し、1977年の創設以来、「市民のコミュニケーションする権利」という立場からテレビの問題に取り組んできたFCT市民のテレビの会は、以下の見解を表明し、提言を行う。

1 市民のコミュニケーションする権利

この懇談会は「視聴者」と「放送」に関する懇談会であるにも関わらず、放送における市民の「コミュニケーションする権利」という視点を欠いている。

報告書では視聴者はもっぱら「保護される対象」としてのみ扱われている。視聴者の放送への積極的参加としては「視聴者参加番組の増加」(p.10)が言及されているだけである。

市民のコミュニケーションする権利とは、FCTの「テレビ視聴者の権利憲章」にあるように、個々の視聴者・市民がメディアとの関係で等しく保障されている基本的権利であり、そのなかには、表現の自由の権利、差別されない権利、反論する権利、知る権利、情報公開を要求する権利、メディア・リテラシーを獲得する権利、メディアのパートナーとしての権利と責任が含まれている。

2 市民とメディア（放送事業者）の対話

メディアは企業であると同時に、文化の担い手でもある。文化の担い手としてのメディアは発言する視聴者・市民を「文句を言う人々」として、あるいは単なる「消費者」として捉えるのではなく、ともに放送をつくっていくパートナーとして認識する必要がある。市民の表現の自由、メディアの表現の自由という、互いの権利を主張し合う中で、社会的調整を行い、合意を見いだしていくことがもっとも重要である。

3 放送の許認可権の郵政省から独立委員会への移行

報告書で提案された苦情処理機関については、各界からさまざまな意見が寄せられているが、この「苦情処理機関」という考え方にも視聴者が不在である。そもそも人権を侵された場合にそれを訴える機関を設けるだけでなく、人権を侵さないような放送をどのように作り出していくかを考える「場」が必要である。

そのためには、放送政策＝放送事業者の管理という発想をやめ、放送はわたしたちの「文化」であり、それは女性、子ども、障害者、高齢者、非日本国籍の在留者（「外国人」）などを含む社会の各構成員の意見を反映するものであるという認識に立たなければならない。このような放送を実現するためには、市民と放送との対話を促進し、相互調整をする委員会が必要であり、このような委員会は政府から独立していなければならない。

郵政省が現行のまま放送の許認可権を持ち続けるなら、放送関係者内部にお

ける自由な討論、放送関係者と市民との自由な討論はむずかしい。行政改革を
求める声が高まっている今こそ、電波の管轄、許認可などの権限を持つ独立委
員会を設立する好機である。

4 以上の見解にたつて、F C T市民のテレビの会は独立委員会の設立を提案
し、設立に向けた討論への立場を越えた参加を、広くあらゆる市民（視聴者、
女性、子ども、障害者、「外国人」などの問題に取り組む各種市民グループ（N
P O）、メディア研究者、ジャーナリスト、教育関係者、弁護士などの法律関係
者、放送事業者、広告関係者、制作会社関係者、行政関係者を含む）に呼びか
ける。

1996年12月25日
F C T市民のテレビの会